令和8年度

保育施設
入所のご案内



令和８年４月入所の申請期間

※現在入園中のご家庭も手続きが必要です。

期間	令和７年12月22日（月）まで（期限厳守）
時間	８時30分～17時（正午～13時までを除く）
場所	都農町　福祉課　こども政策係

申請に必要な書類は、５ページをご確認ください。

※保育の事由を「就労」以外で申請する場合、事前に福祉課こども政策係までお問い合わせせください。
※先着順ではありません。締め切り後、一斉に調整を行います。



年度途中のお手続きについて

保育の事由に変更が生じた場合は、各種書類の提出が必要です。

詳細は、４ページ・５ページをご確認ください。

主な変更理由

就労状況の変更　➡　就労証明書

- 転職した
- 求職活動をしていたが、採用内定を受けた
- 勤務時間や勤務日数が大幅に増えた・減った
- 育児休業を取得する

仕事を辞めた　➡　求職活動状況申告書兼誓約書

出産　➡　母子手帳の写し

出産予定月と前後２か月（計５か月）の認定を受けることができます。

書類は福祉課窓口や町ホームページで取得することができます。
※電子申請には対応しておりません。

都農町ホームページ

保育園・認定こども園の　**利用時間**　などに関係するため、

必ず手続きをお願いします。



もくじ

1 保育所の入所申請ができる方・・・・・・P1

2 入所申請と利用調整・・・・・・・・・・P2

3 保育所の利用時間について・・・・・・・P3

4 入所申請に必要な書類について・・・・・P5

5 認定こども園について・・・・・・・・・P6

6 申込み後の手続き・・・・・・・・・・・P7

7 町外保育所等への入所申込み・・・・・・P8

8 その他サービスについて・・・・・・・・P8

9 保育園に関するQ&A・・・・・・・・・・P9



① 保育所の入所申請ができる方

都農町の保育所等に申請ができるのは、０歳から就学前までのお子様で、以下に該当する場合です。

１　都農町に在住している方　（都農町に住民登録がある方）

都農町へ転入予定の方は、入所月の１日までに都農町に住民登録をする必要があります。

２　保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）を受けている方

保育所等に入所するには、保育の必要性の認定である「給付認定」（２号又は３号認定）を受けることが必要とされています。

保育の必要性とは、保護者の労働又は病気等の理由により、子どもの保育が必要な状態をいいます。そのため、幼児教育や集団生活に慣れさせる目的では保育の対象となりません。

保育の必要性		入所できる期間
就労・ 就労内定	週１２時間（月４８時間）以上就労している ※育児休業取得中の場合、ならし保育として復職予定月の前月から申込みできます。	就労期間
出産	出産のため	５か月以内※1
求職	継続的に求職活動を行っている	３か月以内※2
疾病	入院・通院又は自宅療養が必要で保育が困難と診断された	入院・通院期間
障がい	身体障害者手帳４級以上、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所有している	該当する期間
看護・介護	週１２時間以上、家族の入院や通院等で付添を要するため	看護等を要する期間
就学	週１２時間以上の就学のため	就学期間
その他	保護者がいない、災害復旧にあたっている、虐待等の恐れがあるため	保育を要する期間

※１　５か月以内とは、出産予定月と前後２か月です。

※２　入所月の翌々月の１５日までに就労証明書を提出してください。提出がない場合は退所となります。

② 入所申請と利用調整（保育所・認定こども園）

入所申請は期限内に申請書類を揃えて提出してください。

１　令和８年４月入所申請について

４月入所申請の申込期限は　**令和７年１２月２２日（月）**です。

期限までに提出された書類をもとに入所の利用調整を行います。

利用調整の結果は、３月初旬に通知します（電話等による結果の問合せには、一切お答えできません）

２　令和８年度途中入所について

５月以降の途中入所は、下記の受付期間内に入所申込を行ってください。

※各園の定員に空きがある場合にのみ利用調整を行います。

第一希望の園に入所できない可能性もありますのでご了承ください。

５月以降の入所申込み	
入所月	受付期間
５月入所	４月１５日（水）まで
６月入所	５月１５日（金）まで
７月入所	６月１５日（月）まで
８月入所	７月１５日（水）まで
９月入所	８月１４日（金）まで
１０月入所	９月１５日（火）まで
１１月入所	１０月１５日（木）まで
１２月入所	１１月１３日（金）まで
１月入所	１２月１５日（火）まで
２月入所	令和８年１月１５日（金）まで
３月入所	

※保育施設には各月１日から入所することになります。



③ 保育所の利用時間について



1　町内保育施設のご案内

保育施設の開所日時は、月曜～土曜日の下記の時間帯です。
※日曜日、祝日、国民の休日及び年末年始（１２月２９日～１月３日）は休みです。

	施設名	所在地	電話番号	定員	保育年齢	最大保育時間（月曜～土曜）	一時保育
1	都農町立 中央保育所	川北5469番地１	25-0311	55	満６か月から	7:30～18:00	○
2	社)日向福徳会 一の宮保育園	川北11795番地	25-0372	70	満６か月から	7:30～18:00※1	
3	社)信楽寺愛育会 信楽寺保育園	川北5396番地	25-0407	60	満3か月から	7:00～18:30	○
4	社)石井記念友愛社 都農保育園	川北3621番地4	25-0448	70	満5か月から	7:00～18:30	○
5	社)石井記念友愛社 尾鈴保育園	川北18659番地1	25-4582	60	満5か月から	7:00～18:30	○

※1　土曜日の開所時間は ７：３０～１７：００です。

2　給付認定について

保育所・認定こども園を利用する場合、給付認定を受ける必要があります。
提出された申請書の内容を確認し、給付認定証を交付します。保育施設の利用時間や利用期間に関係しますので、大切に保管してください。

支給認定区分	対象年齢	保育の必要性	保育時間	利用できる施設
１号認定	３～５歳	なし	教育標準時間	認定こども園
２号認定	３～５歳	あり	保育標準時間　１１時間 保育短時間　８時間	保育所・ 認定こども園
３号認定	０～２歳	あり	保育標準時間　１１時間 保育短時間　８時間	保育所・ 認定こども園

３　保育利用時間

給付認定証に記載されている保育の事由や保育の必要量により、保育所の利用時間が異なります。

- 保育標準時間　　７時　～１８時　（または７時半～１８時）
- 保育短時間　　８時半 ～ １６時半（または８時　～１６時）

※保育標準時間及び保育短時間の利用時間は、各保育施設で決められています。

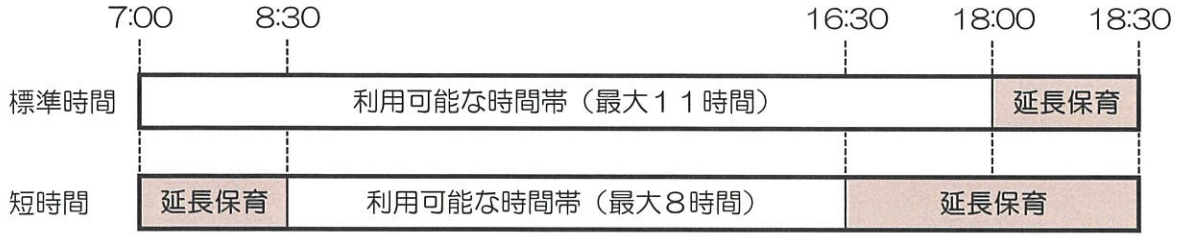
保育事由		保育の必要量
就労	月１２０時間以上の就労	標準時間
	月４８時間以上、１２０時間未満の就労	短時間
	育児休業中の場合 ※原則、下の子が１歳（最長２歳※1）まで	短時間
出産	出産により保育が必要な場合	標準時間
疾病	入院・自宅療養が必要な場合	標準時間
障がい	障がいに関する手帳をお持ちの場合	標準時間
看護・介護	家族の入院や通院等で付添を要する場合	標準時間
就学	月４８時間以上の就学	標準時間
その他	保護者がいない、災害復旧にあたっている場合 虐待・ＤＶのおそれがある場合	標準時間
求職	求職活動のため外出を常態としている	短時間

※１　下の子が保育所等に入所できない場合に、１歳６か月（再延長２歳）まで延長できます。

４　延長保育について

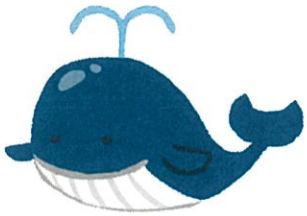
入所決定時に送付される「給付認定証」に記載された保育時間を超えて、保育施設を利用する場合、利用料が必要です。詳細・申込みは直接保育施設までお願いします。

＜延長保育の対象時間の例＞



※利用可能な時間帯は、各保育施設で決められています。

④ 入所申請に必要な書類について



■入所申請の際、提出していただく書類は以下のとおりです。

① 給付認定申請書兼入所申込書
（現在保育施設を利用中のご家庭は「給付認定現況届兼入所申込書」）
② 保護者全員の保育の必要性の事由を証明する書類
※下表の該当事由の書類を提出してください。

保育の必要性の事由	証明する書類
就労	就労証明書 ※自営業の方はご自分で記入し、添付書類（確定申告書、開業届、出荷証明書 等の自営業を証明する書類の写し）をご提出ください
疾病	家庭保育が困難である旨が記載された診断書 及び 申立書
障がい	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し 及び 申立書
看護・介護	被看護・被介護者の診断書 または 要介護認定証・身体障害者手帳 等の写し 及び 申立書
出産	母子手帳の表紙と出産予定日がわかるページの写し
就学	在学証明書 及び 就学期間とカリキュラムが分かる書類
求職活動	求職活動状況申告書兼誓約書
虐待・DV	公的機関から発行された書類
その他	保育が必要であることを証明できる書類

※就労証明書は勤務先、診断書は医療機関等に書いてもらう書類です。

■該当する方のみ必要な書類

育児休業を取得している方	就労証明書 ※育児休業の欄も記入されていること
都農町に住所がない方※	申請書に個人番号（マイナンバー）を記入
世帯の中に、障害者手帳等の交付を受けている方がいる場合※	障害者手帳等の写し

※保育料の算定のため必要となります。

5 認定こども園について

認定こども園は、子どもに教育と保育を一体的に提供する施設です。
都農町内の認定こども園「都農聖愛幼稚園」では、０～５歳児を受入れています。
申込みにあたっては、保育所の入所と同様に、保育の必要性の認定である「給付認定」（1号・2号・3号）を受けることが必要です。
いずれの給付認定においても、必要書類を　福祉課　こども政策係に提出してください。

■３～５歳の保育の必要性のない方（幼稚園教育を希望：１号認定）

提出する書類は、「給付認定申請書兼入所申込書」のみです。
※前年度から引続き入所を希望される方は「給付認定現況届兼入所申込書」です。

■０～５歳の保育の必要性がある方（保育を希望）

提出する書類はP５の 入所申請に必要な書類 のとおりです。

＜都農聖愛幼稚園のご案内＞

名　　称　　学校法人 聖愛学園　都農聖愛幼稚園
所 在 地　　都農町大字川北４８９３番地
電 話 番 号　　２５－１９３７

公立・私立の別	給付認定	保育の必要性	定員	保育年齢	開園時間（月曜～土曜）	利用時間	（預かり保育）一時保育
私	１号	なし	10	３歳～５歳	8:00～15:00	9:00～15:00	○
	２号・３号	あり	80	０歳～５歳（満６か月から）	7:30～18:30	標準時間　7:30～18:30 短時間　8:30～16:30	○



⑥ 申込み後の手続き



1　家庭の状況等に変更が生じた場合

入所申込時の内容に変更が生じた場合には、速やかに該当する書類を提出してください。

変更内容		提出する書類
家庭状況	住所・氏名 家庭状況（結婚・離婚）	給付認定内容変更届
保育の事由	保護者の勤務状況 ①転職 ②求職からの採用内定 ③勤務先や勤務時間、勤務日数の変更等	就労証明書
	仕事を辞めた場合	求職活動状況申告書兼誓約書
	育児休業の取得	就労証明書（育児休業の欄の証明を受けたもの）
	出産	母子手帳の写し（出産予定日の分かるもの）

2　保育施設の退所について

保育所等を退所する場合は、速やかに保育施設退所(園)届を福祉課に提出してください。

3　町外への転出について

都農町外へ転出する場合、現在入所している保育施設は退所となります。

ただし、転出後も勤務地の都合などにより都農町内の同じ保育施設に通所を希望する場合は、以下の手順で手続きを行ってください。

町外転出が決定 ▶ **都農町での手続き**
①保育施設に転出する旨を連絡
②役場で転出手続きを行う
③退所届を提出 ▶ **転出先での手続き**
①役所で転入手続きを行う
②転出先の役所の保育所担当課で、都農町の保育所への入所申請を行う

※転出先の住所地の保育所に入所を希望する場合も、手続き方法は同じです。
「転出先での手続き」②で、その市町村の保育所への入所申込を行ってください。

なお、転出が決まった場合は、保育所の空き状況や申込み期限等について、お早目に転出先の保育所担当課にご相談ください。

⑦ 町外保育所等への入所申込み

保護者が町外勤務や里帰り出産などで、都農町内の保育施設の開所時間内に送迎が困難な場合にのみ、入所申込みが可能です。

なお、入所の可否は希望保育所等を所管する市町村と協議のうえ決定となりますので、入所条件を満たしている場合でも入所できないことがあります。

※市町村によって申し込み期限が異なるため、事前にご希望の保育所等を所管する市町村の申込期限をご確認ください。
※市町村によって、産前産後（里帰り出産を除く）や育児休暇中の入所ができない場合があります。該当する場合は、必ずお早目に都農町　こども政策係までご相談ください。

⑧ その他のサービスについて

■一時保育

不定期な就労や冠婚葬祭または出産などで、保護者による家庭での保育が一時的に困難となった場合に、就学前のお子さんを保育する制度です。

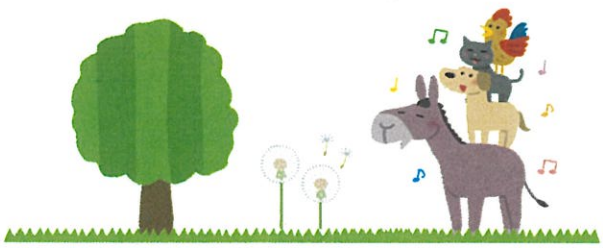
実施している保育所はＰ３の「１　町内保育施設のご案内」に記載されている施設及びＰ６の認定こども園です。

●保育園を利用する場合は、以下のとおりです。

対象児童	町内在住で、保育所等に入所していない０歳※1～就学前の児童
利用日数	週３日（月１２日）※日数制限のない施設もあります。
利用日時	原則、平日８：３０～１７：００（時間帯等、施設により異なります。）
利用料金	一時保育の利用料金は、実施している保育園にお問い合わせください。

※１　対象年齢はＰ３の（１）各施設の保育年齢をご参照ください。

●申込み・詳細は、直接保育施設・認定こども園までお問い合わせください。



9 保育園に関するQ＆A

Q. 認定こども園の保育認定と教育認定はどう違うの？

A. 保育認定は、０歳～小学校入学前までの、保護者等が日中家でみることができないお子さんを保育するものです。
教育認定は、３歳～小学校入学前までのお子さんを対象に、幼児教育を行います。お子さんが集団生活に慣れることを目的としています。

Q. 保育施設をいろいろ見て決めたいのですが、見学はできますか？

A. 可能です。希望の園を決める際は、ぜひ見学をしてください。
行事や各種感染症等により十分な見学が難しい場合もありますので、事前にご希望の保育施設にお問い合わせください。

Q. 自営業をしながら下の子をみて、上の子だけを保育園に預けることはできますか？

A. 保育園に上の子だけ・下の子だけを預けることはできません。
（育児休業中を除く）
きょうだいの一人はご家庭で保育できるという状況は、保育園の利用を必要としないことになります。

ただし、認定こども園を利用し、上の子が満３歳に到達している場合は教育認定（１号認定）に切り替えることで下の子だけを家でみることができます。

Q. 町外の保育施設を利用していますが、出産予定があります。今の園に通い続けることはできますか。

A. 現在利用中の園は退園になる可能性があります。
自治体や復職時期等の状況によって異なりますので、お早めに都農町こども政策係までご相談ください。８ページもご確認ください。

Q. 転園することは可能ですか？

A．年度切り替え時（４月入所）に限り転園することは可能です。
保育園に預けるのは保育を必要とする理由があるためであり、また子どもの環境を大きく変化させないようにするため原則、年度内の転園は認めておりません。



Q．入所申込書には、どの時点の年齢を記入すればいいですか？

A．その年の４月１日時点の年齢で申し込みとなります。
例えば、６月に入所申込をする場合、５月に１歳の誕生日を迎えていても０歳と記入することになります。





«お問合せ先»

都農町大字川北４８７４番地２

都農町　福祉課 こども政策係

電話：０９８３－２５－５７１４

都農町ホームページ：

https://www.town.tsuno.lg.jp



※保育園に関するページが開きます。

